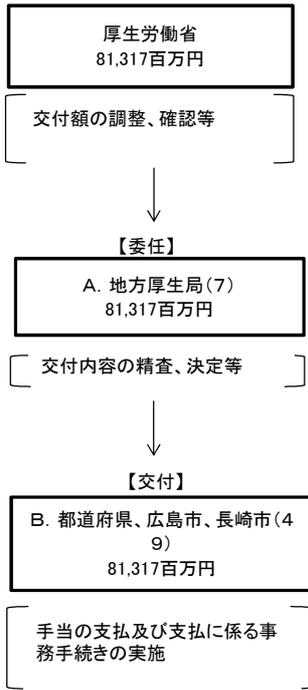


平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	原爆被爆者手当交付金			<b>担当部局庁</b>	健康局			<b>作成責任者</b>
<b>事業開始年度</b>	昭和43年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	総務課指導調査室			総務課指導調査室長 小野 清喜
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～第28条、第43条第1項			<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	社会保障			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の全額を交付することにより、原爆被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	原爆被爆者手当交付金 交付先：都道府県、広島市、長崎市 交付率：10/10							
<b>実施方法</b>	その他							
<b>予算額・執行額(単位：百万円)</b>	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	89,867	90,636	89,953	87,114	84,536	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	89,867	90,636	89,953	87,114	84,536	
	執行額	89,038	85,454	81,317				
執行率(%)	99%	94%	90%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 毎年度	
	医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当等を支給することにより、被爆者の特別の需要を満たし、生活の安定及び福祉の向上を図ることを目標とする。	医療特別手当等の支払い回数	成果実績	回	12	12	12	
			目標値	回	12	12	12	12
			達成度	%	100%	100%	100%	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当の総支給件数	活動実績	件	186,195	178,423	169,846		
		当初見込み	件	187,140	185,189	182,711	167,763	
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(百万円)」 Y:「支給件数(件)」	単位当たりコスト	円	478,197	478,940	478,769	519,268	
		計算式	X / Y	89,038/186,195	85,454/178,423	81,317/169,846	87,114/167,763	
平成27・28年度予算内訳(単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	原爆被爆者医療特別手当交付金	24,408	24,185	・原爆被爆者健康管理手当支給対象者の減				
	原爆被爆者特別手当交付金	1,009	1,194					
	原子爆弾小頭症手当交付金	12	12					
	原爆被爆者健康管理手当交付金	59,892	57,425					
	原爆被爆者保健手当交付金	1,250	1,192					
	原爆被爆者手当支給事務費交付金	543	528					
	計	87,114	84,536					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性の必		事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、国が実施すべき事業である。	
		政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	被爆者の健康の保持及び増進を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。	
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
		単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-		
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。	
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。	
		不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
事業の有効性		成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	被爆者援護法第24条、第25条、第26条、第27条及び第28条の規定に基づく各種手当の支給について、成果目標を達成している。	
		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-		
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みどおりに予算を執行している。	
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
関連事業		関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
		所管府省・部局名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	各手当の支給件数は減少傾向にあるが、原爆症認定数の増に伴い医療特別手当の支給件数は増加傾向にある。			
	改善の方向性	各項目の点検の結果、本事業は妥当であり、事業実施状況を踏まえ、引き続き適正な予算の確保に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の一部改善	過去の執行実績や今後の見込みを精査した上で、必要な予算額を確保すること。				
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
執行等改善	対象者数の減少を勧奨し、28'要求額を対前年度△2,579百万円とした。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	186	平成23年度	163	平成24年度	135
平成25年度	160	平成26年度	172		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

A.中国四国厚生局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
交付金	各県市へ手当交付金の交付	40,479			
計		40,479	計		0
B.広島市			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
手当	健康管理手当	18,991			
手当	医療特別手当	6,750			
手当	保健手当	469			
手当	特別手当	211			
手数料	海外送金手数料	43			
支給事務費	手当支給に係る賃金、旅費、消耗品費及び通信運搬費等	59			
認定事務費	認定に係る報酬及び消耗品費等	3			
手当	原子爆弾小頭症手当	6			
計		26,532	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

支出先上位10者リスト

A.厚生局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付内容の精査及び決定	40,479	-	-
2	九州厚生局	交付内容の精査及び決定	26,876	-	-
3	関東信越厚生局	交付内容の精査及び決定	6,730	-	-
4	近畿厚生局	交付内容の精査及び決定	5,276	-	-
5	東海北陸厚生局	交付内容の精査及び決定	1,597	-	-
6	東北厚生局	交付内容の精査及び決定	186	-	-
7	北海道厚生局	交付内容の精査及び決定	174	-	-

B.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	26,532	-	-
2	長崎市	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	15,929	-	-
3	広島県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	10,602	-	-
4	長崎県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	6,069	-	-
5	福岡県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	2,846	-	-
6	大阪府	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	2,704	-	-
7	東京都	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	2,660	-	-
8	神奈川県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	1,737	-	-
9	兵庫県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	1,609	-	-
10	山口県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	1,347	-	-